

指定管理者の指定について（港区立高輪子ども中高生プラザ）

本案は、高輪子ども中高生プラザの指定管理者を指定するものです。

【内容】

○対象施設

名 称	位 置
港区立高輪子ども中高生プラザ	港区高輪一丁目4番35号

○指定管理者 墨田区東駒形四丁目6番2号
一般財団法人本所賀川記念館

○指定の期間 令和9年4月1日から令和14年3月31日まで

【現在の指定管理者】

一般財団法人本所賀川記念館

【現況写真】

